

2017_10 ベスト「懸賞問題」

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(2)	(2)	(1)	(5)	(4)	(2)	(4)	(4)	(2)	(4)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
98%	65%	73%	53%	92%	96%	73%	92%	92%	69%

1 通信の秘密 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。私的なコミュニケーションの一切が含まれる。
- (2) 誤り。 通信の秘密（憲法 21 条 2 項）の保障が及ぶ範囲は、通信の内容だけでなく、通信の存在自体に関係する郵便物の宛名・差出人の氏名・差出回数・年月日等にも及ぶ。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。通信の秘密の不可侵性は、公権力による「積極的知得行為の禁止」と「漏えい行為の禁止」を内容とする。
- (4) 正しい。 通信の秘密の保障も絶対的なものではなく、犯罪捜査のために通信機関が保管又は保持する郵便物等を令状により押収することなど（刑訴法 222 条 1 項、100 条）、公共の福祉によって制約される場合もある。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

2 国会議員の不逮捕特権 正解 (2)

- (1) 正しい。 院内の現行犯罪については、これを院外の権力にゆだねることなく、議院自身が自主的に措置する（衆議院規則 210 条、参議院規則 219 条）。
- (2) 誤り。 憲法 50 条にいう「逮捕」とは、広く公権力による身体の拘束を意味するので、刑訴法上の逮捕、勾引、勾留だけでなく、警職法上の保護措置（3 条）、精神保健福祉法の措置入院（29 条）等も含む。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（国会法 100 条）。
- (4) 正しい。 不逮捕特権は、国会の会期中に限り認められる（憲法 50 条前半）。
- (5) 正しい。 不逮捕特権は、会期中訴追されない特権まで含むものではない。

3 都道府県公安委員会 正解 (1)

- (1) 誤り。 都道府県公安委員会は、都道府県知事の所轄の下に、都道府県の機関として置かれる（警察法 38 条 1 項）。「所轄」とは、指揮命令権のない所属関係を意味するので、都道府県知事は、警察の運営について都道府県公安委員会を指揮監督する権限を有しない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（警察法 39 条 1 項ただし書）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（警察法 38 条 3 項）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（警察法 40 条 1 項・2 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（警察法 42 条 1 項・地公法 31 条）。

4 犯罪の予防及び制止 正解（5）

- (1) 正しい。 警察法 2 条の警察の責務の範囲内であれば、法律の具体的規定は不要である。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 本条でいう犯罪は、構成要件に該当し違法性があれば足り、有責性は不要である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 制止は、財産に重大な損害を受けるおそれがある場合にも行うことができるので、人の生命・身体に危険が及ぶ場合に限られない。

5 未遂犯処罰規定 正解（4）

- (1) 正しい。 背任罪の未遂は、処罰される（刑法 250 条）。
- (2) 正しい。 住居侵入罪（刑法 130 条前段）の未遂は、処罰される（刑法 132 条）。
- (3) 正しい。 強要罪（刑法 223 条 1 項、2 項）の未遂は、処罰される（刑法 223 条 3 項）。
- (4) 誤り。 刑法は、横領罪（252 条）の未遂犯を処罰する規定を置いていない。横領罪は、不法領得の意思を実現する実行行為に着手すればただちに既遂となる。
- (5) 正しい。 支払用カード電磁的記録不正作出罪（刑法 163 条の 2 第 1 項）の未遂は、処罰される（刑法 163 条の 5）。

6 公務執行妨害罪 正解（2）

- (1) 正しい。 本罪の主体に格別の制限はない。
- (2) 誤り。 当該公務員の身体に対する間接的な不法な有形力の行使と評価されるものであれば、間接暴行の一種として本罪が成立する（最判昭 41・3・24）。

- (3) 正しい。公務員の職務は、強制的性質を有するものに限らない（最判昭 53・6・29）。
- (4) 正しい。枝文のとおり（最判昭 53・6・26）。
- (5) 正しい。枝文のとおり。公務員の職務執行が現実には妨害されたという結果の発生を要しない（最判昭 33・9・33）。

7 窃盗罪

正解（4）

- (1) 正しい。枝文のとおり。他人の手に渡って悪用されないという価値を有する、消印済みの収入印紙（最決昭 30・8・9）等にも財物性が認められる。
- (2) 正しい。枝文のとおり。不法領得の意思の内容について判例は、「権利者を排除し他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従いこれを利用し又は処分する意思」であるとしている（最判昭 26・7・13）。
- (3) 正しい。枝文のとおり。例えば、住居侵入窃盗の事案では、金品物色のためにたんすに近付いた時に着手がある（大判昭 9・10・19）
- (4) 誤り。窃取とは、当該財物を自己又は第三者の占有に移す行為であり、占有を取得した時点で窃盗罪は既遂となる（取得説）（最判昭 23・10・23）。
- (5) 正しい。枝文のとおり（最判昭 41・4・8）。

8 領置

正解（4）

- (1) 正しい。領置は任意処分であり、差押えのように対象物は限定されず、犯罪に関係のある物であれば領置できる。
- (2) 正しい。領置も、対象物の占有を捜査機関が取得する押収の一種であり、差押えと同様の効力を有する。
- (3) 正しい。枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・120 条）。
- (4) 誤り。領置は押収の一種である。したがって、押収物に対する「錠をはずし、封を開き、その他必要な処分」が、領置した物についても認められるので（刑訴法 222 条 1 項・111 条 2 項）、枝文の場合において令状を入手する必要はない。
- (5) 正しい。領置の対象となる遺留物の範囲は遺失物よりも広く、自己の意思によって占有を放棄した物も含まれる。

9 緊急逮捕の形式的要件

正解（2）

- (1) 正しい。枝文のとおり。逮捕行為の正当性を担保するため、緊急逮捕状の請求を行わなければならない。

- (2) 誤り。 緊急逮捕状の発付は逮捕行為を追認することにあるから、逮捕後に罪名が変わったときでも、逮捕時の罪名を記載すべきである。
- (3) 正しい。 緊急逮捕状が発付されるためには、①逮捕時に緊急逮捕の要件が存し、②留置継続の根拠づけとして、逮捕状請求時に少なくとも通常逮捕の要件が存在していることが必要とある（東京地判昭36・5・8）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。実務上は、指定司法警察員が行うこととされている。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴規則 299 条 1 項本文）。

10 被疑者国選弁護人制度 正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 37 条の 2 第 1 項、2 項）である。
- (2) 正しい。 国選弁護人の付与は、被疑者の請求を受けて、裁判官が行うこととされている（刑訴法 37 条の 2）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 38 条の 4）。
- (4) 誤り。 公務執行妨害罪（95 条 1 項）の法定刑は、3 年以下の懲役若しくは禁錮であるから、被疑者国選弁護人制度対象事件に当たらない。
- (5) 正しい。 同制度対象事件以外の事件について逮捕され、同制度対象事件について送致された被疑者に対し、検察官が弁解の機会を与える場合において（刑訴法 205 条 1 項）、弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対して、同制度について教示しなければならない（刑訴法 205 条 5 項・204 条 2 項）。